

豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者の事業活動に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、売上向上につながる事業転換、事業拡大又は業務効率化に意欲を有する中小企業者の挑戦を支援することにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業者」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2)「商業」 日本標準産業分類(平成25年10月改定、平成26年4月1日施行)における「F.電気・ガス・熱供給・水道業」から「R.サービス業（他に分類されないもの）」に分類される産業をいう。
- (3)「建設業」 日本標準産業分類(平成25年10月改定、平成26年4月1日施行)における「D.建設業」に分類される産業をいう。
- (4)「産業」 商業と建設業をいう。
- (5)「事業転換」 現在営んでいる事業から、新たな事業に転換することをいう。具体的には、主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく細分類の産業をいう。）を変更することをいう。
- (6)「事業拡大」 現在営んでいる事業の規模を拡大することや主たる事業を維持しつつ、新たに事業に取り組むことをいう。
- (7)「業務効率化」 現在営んでいる事業において、業務にかかる時間や費用、人工などを削減する取り組みをいう。

(事業内容及び補助額)

第4条 この要綱に基づき補助金を交付する事業の内容、補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
 - (1) 補助対象経費の合計額が10万円に満たない事業であるもの。
 - (2) 同一の対象経費に対して、国、愛知県及びその他の機関から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている事業であるもの。
 - (3) 事業を実施するうえで、法令に抵触する恐れのあるもの。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業等にあたるもの。

（採択申請書の提出）

第 5 条 補助金の交付を希望する者は、市長が別に定める期日までに、豊田市産業パワーアップ支援補助金採択申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を希望する者は、あいち電子申請・届出システム（平成 16 年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

（補助採択結果の通知等）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の採択申請書の提出があったときは、採択審査会に諮った後、その結果について、豊田市産業パワーアップ支援補助金審査結果通知書（様式第 2 号（その 1 又はその 2））により、申請者にその結果を通知するものとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助対象事業として採択する旨の通知を受けた補助対象事業者（以下、「補助事業者」という。）は、市長が別に定める期日までに、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助対象事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成 16 年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の決定をする場合に、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

5 第 1 項の交付決定は、同一補助事業者に対し、同一年度当たり 1 回限りとする。

6 補助事業者は、豊田市が運用する「とよた産業ナビ」等に掲載するための取材や写真撮影に応じるよう努めることとする。

(交付の除外要件)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 豊田市税を滞納しているとき。

(補助事業の取下げ)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の申請はなかったものとみなす。

(実施期間)

第11条 補助事業の着手は、第8条第1項に規定する交付決定の日以降とし、事業完了は、当該年度の3月31日までとする。

- 2 前項に規定する事業完了とは、補助事業に係る全ての支払いを完了させ、事業計画書（様式第3号－2）に記載した取組を開始した状態をいう。

(計画変更)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に豊田市産業パワーアップ支援補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定を変更することができる。補助金の額は、原則交付決定額を上限とする。ただし、やむを得ない事由により変更承認申請があった場合は、増額することができる。

(変更決定通知)

第13条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市産業パワーアップ支援補助金変更決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、交付決定された補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊田市産業パワーアップ支援補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

(額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条第1項に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市産業パワーアップ支援補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(帳簿等の備付け)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存し、市長の要求があったときは、直ちに閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を取得し、又は効用の増加した年度から5年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)において4年以下となっているものについては、同省令の定めにした期間とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(検査)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 第2条に規定する交付の目的に反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について虚偽、その他不正な行為があったとき。
- (5) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 第9条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (7) その他市長が補助金の運用を不相当と認めたとき。

(交付決定前の事業着手)

第20条 補助事業者は、事業目的達成のため、やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、豊田市産業パワーアップ支援補助金事業着手届(様式第9号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

(事業内容の公表)

第21条 市長は、第6条に規定する採択審査結果及び第8条1項に規定する補助金交付決定及び第14条に規定する補助事業実績報告書の内容を公表することができる。

(委任)

第22条 この要綱で用いる様式及び添付書類並びにこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

事業の内容	以下の全てを満たすものとする。 （１）産業における取組 （２）市内で実施する取組 （３）売上向上につながる事業転換、事業拡大又は業務効率化の取組
補助対象事業者	以下の全てを満たすものとする。 （１）市内で 1 年以上事業を営む中小企業者 （２）豊田商工会議所又は藤岡商工会、小原商工会、足助商工会、下山商工会、旭商工会、稲武商工会（以下「市内商工会」という。）並びにその他市長が特別に認めた団体のいずれかの会員
補助対象経費	採択事業の実施に必要な経費のうち、以下に該当するもの。 （１）機械装置費 （２）システム構築費 （３）建設・改修費 （４）備品費 （５）ウェブサイト関連費 （６）プロモーション費 ※単価が 1 点 2 万円以上（消費税抜き）のものに限る。 ※（４）備品費、（５）ウェブサイト関連費及び（６）プロモーション費の補助対象経費総額は、（１）機械装置費、（２）システム構築費及び（３）建設・改修費の補助対象経費総額の 1/2 を上限とする。
補助率 (限度額)	50%以内（1,000 千円）

豊田市産業パワーアップ支援補助金 採択申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名	
補助金申請額	金 円
事業の実施場所	住所：

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄
1 豊田市税を滞納していません。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

<添付書類>

- (1) 採択事業計画書（様式第1号－2）
- (2) 採択事業経費明細書（様式第1号－3）
- (3) 申請者の概要（様式第1号－4）
- (4) 役員名簿（様式第1号－5）※法人のみ
- (5) 支援計画書（様式第1号－6）
- (6) 市内における1年以上の事業実績が確認できる書類
- (7) 見積書、カタログなど補助対象経費がわかる書類
- (8) 履歴事項全部証明書 ※法人のみ ※3か月以内に発行されたものに限る
- (9) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 ※法人のみ
- (10) 住民票 ※個人事業主のみ

採択事業計画書

（1）経営計画

1. 経営理念
2. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み ※既存事業について
3. 今後の展望と将来ビジョン

（2）地域特徴とニーズ

1. 周辺地域の特徴と課題
2. 地域のニーズと市場の動向
3. 事業実施地域の産業環境

(3) 事業内容

1. 補助対象事業の内容（どれか一つにチェック）		
☐ 事業転換	☐ 事業拡大	☐ 業務効率化
2. 事業着手予定日		
年	月	日から
3. 本事業の目的		
4. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）		
5. 事業のポイントと期待される効果		
6. 採算性		

(4) 事業の評価

1. 成果の指標
2. 目標値

3. 評価・効果検証方法

(5) 専門家派遣

専門家派遣の有無及び助言内容
(有・無)

採択事業経費明細書

1 資金調達（消費税抜き）

項 目	予 算 額（税抜）
自己資金額	
借入額	
補助金申請額合計 （千円未満切捨て）	
合 計	

2 必要経費（消費税抜き）

補助対象経費名	必要理由	品名・個数	予算額（税抜）
（1）補助対象経費小計 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く）			
（2）補助金申請額 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く） （1）×1/2（補助率） ※千円未満切捨て			
（3）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助対象経費小計			
（4）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助金申請額 （3）×1/2（補助率） ※（2）の1/2を上限 ※千円未満切捨て			
（5）補助対象経費合計 （1）＋（3）			
（6）補助金申請額合計 （2）＋（4） ※上限100万円			

申請者の概要

屋号（個人の場合） 又は 法人名（法人の場合）	
代表者名（役職・氏名）	
自宅住所（個人の場合） 又は 本店所在地（法人の場合）	
担当者名	
電話番号／FAX 番号	
法人番号 ※ 13 桁 （法人の場合）	
メールアドレス	
HP・SNS	
創業年月日	
業種・主な事業内容	
資本金の額（法人のみ）	
常時使用する従業員数	

支援計画書

年 月 日

豊田市長様

団 体 名

担 当 者 名

電 話 番 号 （ ） －

1. 申請者に関すること

申請者名	
現状と課題	
課題に対する取組	

2. 支援に関すること

支援方針	
支援計画	

住 所
名 称
代表者役職・氏名 様

豊田市産業パワーアップ支援補助金 審査結果通知書

年 月 日付けで採択申請のあった事業について、審査の結果、補助対象事業に決定しましたので、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業名
- 2 そ の 他
 - ①この通知は、補助金の交付を決定するものではありません。
補助金の交付を受けるには、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書の提出が必要です。
 - ②事業が採択申請のとおり実施できない場合や内容に偽りがあった場合は、補助金の交付ができないことがあります。

備考	
----	--

住 所
名 称
代表者役職・氏名 様

豊田市産業パワーアップ支援補助金 審査結果通知書

年 月 日付けで採択申請のあった事業について、審査の結果、下記の理由により補助対象事業に該当しませんでしたので、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業名
- 2 理 由

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市産業パワーアップ支援補助金 交付申請書

豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助申請をする経費は、国、愛知県及びその他の機関から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている経費との重複はありません。

記

事業名	
補助金申請額	金 円

■ 補助対象経費に係る書類の管理について、以下の内容に同意・誓約してください。

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から5年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意します。	☐
2 豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、購入・設置した物品等の調査を依頼した場合、必ず協力します。	☐

<添付書類>

- (1) 事業計画書（様式第3号－2）
- (2) 事業経費明細書（様式第3号－3）

事業計画書

1. 事業名
2. 事業着手
年 月 日から
3. 事業実施場所
住所：
4. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）
5. 事業のポイントと期待される効果
6. 目標値
7. 評価・効果検証方法

事業経費明細書

1 資金調達（消費税抜き）

項 目	予 算 額（税抜）
自己資金額	
借入額	
補助金申請額合計 （千円未満切捨て）	
合 計	

2 必要経費（消費税抜き）

補助対象経費名	必要理由	品名・個数	予算額（税抜）
（1）補助対象経費小計 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く）			
（2）補助金申請額 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く） （1）×1/2（補助率） ※千円未満切捨て			
（3）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助対象経費小計			
（4）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助金申請額 （3）×1/2（補助率） ※（2）の1/2を上限 ※千円未満切捨て			
（5）補助対象経費合計 （1）＋（3）			
（6）補助金申請額合計 （2）＋（4） ※上限100万円			

住 所
名 称
代表者役職・氏名 様

豊田市産業パワーアップ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました事業について、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業名 _____
- 2 補助金の額 金 _____ 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市産業パワーアップ支援補助金 変更承認申請書

年 月 日付け豊産振発第 号で交付決定のありました事業について、下記のとおり事業計画を変更（廃止・中止）したいので、豊田市補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

事業名	
補助金変更申請額	金 円
変更の理由	

<添付書類>

- （1）変更事業計画書（様式第5号－2）
- （2）変更事業経費明細書（様式第5号－3）
- （3）変更内容のわかる資料（見積書、カタログなど）

変更事業計画書

1. 事業名
2. 事業着手
年 月 日から
3. 事業実施場所（変更がある場合のみ記入）
住所：
4. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）
5. 事業のポイントと期待される効果
6. 目標値
7. 評価・効果検証方法

変更事業経費明細書

1 資金調達（消費税抜き）

項 目	予 算 額（税抜）
自己資金額	
借入額	
補助金申請額合計 （千円未満切捨て）	
合 計	

2 必要資金（消費税抜き）

補助対象経費名	必要理由	品名・個数	予算額（税抜） 上段：変更前 下段：変更後
（1）補助対象経費小計 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く）			
（2）補助金申請額 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く） （1）×1/2（補助率） ※千円未満切捨て			
（3）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助対象経費小計			
（4）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助金申請額 （3）×1/2（補助率） ※（2）の1/2を上限 ※千円未満切捨て			
（5）補助対象経費合計 （1）＋（3）			
（6）補助金申請額合計 （2）＋（4） ※上限100万円			

住 所
名 称
代表者役職・氏名 様

豊田市産業パワーアップ支援補助金 変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました事業について、変更を承認しましたので、豊産振発第 号で通知した補助金の交付決定を下記のとおり変更し、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業名 _____
- 2 補助金の額 金 _____ 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市産業パワーアップ支援補助金 実績報告書

年 月 日付豊産振発第 号で補助金の交付決定を受けた事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
補助金申請額	金 円

<添付書類>

- （１）事業実績書（様式第7号－２）
- （２）事業経費報告書（様式第7号－３）
- （３）補助対象経費の支払い等を証明する書類の写し（領収書等）
※領収書等の原本に補助金名、申請日を記入し、その写しをご提出ください。
- （４）事業実施状況が分かる資料

事業実績書

実施年月日 (実施期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
1. 補助事業の実施内容（日付や場所などを用いて具体的に記入する）	
2. 事業の成果及び評価（採択事業計画書の（4）事業の評価に基づいて記入する）	

事業経費報告書

1 資金調達（消費税抜き）

項 目	実績額（税抜）
自己資金額	
借入額	
補助金申請額合計 （千円未満切捨て）	
合 計	

2 必要経費（消費税抜き）

補助対象経費名	必要理由	品名・個数	予算額（税抜）
（1）補助対象経費小計 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く）			
（2）補助金申請額 （備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費を除く） （1）×1/2（補助率） ※千円未満切捨て			
（3）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助対象経費小計			
（4）備品費、ウェブサイト関連費、プロモーション費に 係る補助金申請額 （3）×1/2（補助率） ※（2）の1/2を上限 ※千円未満切捨て			
（5）補助対象経費合計 （1）＋（3）			
（6）補助金申請額合計 （2）＋（4） ※上限100万円			

住 所
名 称
代表者役職・氏名 様

豊田市産業パワーアップ支援補助金 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 事業名 | <hr/> | |
| 2 補助金の額 | 金 <hr/> | 円 <hr/> |

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

豊田市産業パワーアップ支援補助金 事業着手届

豊田市産業パワーアップ支援補助金の交付申請に当たり、下記のとおり補助金交付決定前において事業に着手したいことから、豊田市産業パワーアップ支援補助金交付要綱第 2 0 条に基づき届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助対象とならなかった場合においても異議の申し立てを一切行いません。

記

1. 着手予定日
年 月 日
2. 交付決定前に事業に着手する理由